さいたま市新生児聴覚検査助成事業 Q&A



【新生児聴覚検査とは】

- Q1. 新生児聴覚検査とはどんな検査ですか。
- A 1. 新生児聴覚検査とは、赤ちゃんの耳の聞こえに問題がないかを早期に発見するための 検査です。赤ちゃんが眠っている間に、音を聞かせて脳波を測定し判定する方法(AABR) と、内耳から放射される小さな音を測定し判定する方法(OAE)で行います。いずれも 短時間で安全に行える検査で、痛みや副作用もありません。

Q1-②. 新生児聴覚検査助成事業とはどんな事業ですか。

A 1-②. さいたま市では原則入院中、もしくは28日以内に受けた初回の新生児聴覚検査に対し、AABR 5,000円、OAE 1,500円を上限に助成します。検査方法は実施医療機関により異なりますので、ご確認ください。

【新生児聴覚検査助成の対象について】

- Q2. 新生児聴覚検査事業の対象者はどのような人ですか。
- A 2. 検査を受ける時点で、さいたま市に住所のあるお母さまから令和2年7月1日以降に 出生された方の検査が対象です。
- Q3. 令和2年6月30日に生まれ、入院中の7月2日に新生児聴覚検査を受けました。新生児聴覚検査の助成は受けられますか。
- A 3. 助成対象となる検査は、令和2年7月1日以降に出生された方の検査となります。大変申し訳ありませんが、検査の実施が7月であっても、令和2年7月1日より前にご出生されたお子さんの検査は助成対象となりませんので、ご了承ください。
- Q4. 生後28日を超えてしまいましたが、新生児聴覚検査の助成は受けられますか。
- A 4. 低出生体重等、入院中に検査が困難であった場合や、検査を実施していない医療機関 で出生した場合など、医師が判断した場合により、生後6か月未満まで助成が可能で す。生後6か月を超えた検査については、助成対象外となりますのでご了承ください。
- Q5. 市外に転出した後、助成券は利用できますか。
- A 5. 市外転出後にさいたま市の助成券は使用できません。転出された自治体に助成制度がある場合がありますので、転出先の自治体にお問い合わせください。
- Q6.入院中に初回検査を実施し、再検査をしました。2回目の検査にも、助成はありますか。
- A 6. 初回検査のみ、助成対象となっています。確認検査については、助成券を利用することはできません。

【新生児聴覚検査助成券について】

- Q 7. 新生児聴覚検査の助成券があるとのことですが、持っていません。 どこでもらえます か。
- A 7. 令和2年7月1日以降に妊娠届を提出される場合には、母子健康手帳とともに新生児 聴覚検査助成券をお渡しします。

既に妊娠届出がお済みの方で、令和2年7月以降に出産予定の方は、各区役所保健センターで助成券を受け取ることが可能です。ご来庁の際は身分証明書と母子手帳をお持ちください。

- Q8. 検査の助成はどのように受けられるのですか。
- A8. 〈受検する病院が契約医療機関の場合〉

原則、入院中に検査を受けます。助成券を提出することで、検査にかかった費用から 5,000 円または 1,500 円を上限に助成が受けられます。助成額を超える料金について は病院に直接お支払いをしてください。



く受検する病院がさいたま市新生児聴覚検査の契約医療機関ではない場合>

ご入院前など、医療機関へ新生児聴覚検査の実施があるか、ご確認ください。実施している場合には、医療機関へ新生児聴覚検査助成券を提出し、助成券に実施日や検査結果等の記載と病院印をもらってください。検査料は窓口で支払います(出産・入院費用に含まれている場合もあります)。

その後、必要書類を添付しさいたま市へ償還払いの手続きを行ってください。申請が 適切と認められた場合、指定口座に振り込まれます。詳しくはホームページの「償還 払いについて」をご覧ください。

- Q9. 助成券を使える病院はどこですか。
- A 9. さいたま市が委託する、契約医療機関で使用できます。

ホームページの「新生児聴覚検査実施医療機関」をご覧ください。なお、医療機関によっては妊婦健康診査・産婦健康診査の契約があっても、新生児聴覚検査の契約は行っていない場合がございますので、事前にご確認ください。

- Q10. 里帰り出産ですが、出産病院で使えますか。
- A10. 新生児聴覚検査の契約を行っている医療機関であれば、使用できます。

妊産婦健康診査の契約医療機関であっても、さいたま市と新生児聴覚検査の委託契約がされていない場合があります。その場合には助成券を使うことができませんので、ホームページで契約医療機関をご確認頂くか、受診者の方から出産される病院へさいたま市新生児聴覚検査を受けることができるか、ご確認ください。

病院で使用ができない場合は、償還払いが可能です。その際は必要な手続きがありま すので、お問い合わせください。

- Q11. 出産病院で助成券が使えませんでした。償還払いはできますか。
- A11. 出産病院が契約医療機関でない等で、使用ができなかった場合には、償還払いが可能 です。その際は必要な手続きがありますので、お問い合わせください。

【出産病院で検査を未実施だった場合】

- Q12. 出産した病院では、新生児聴覚検査を実施していませんでした。受検したいのですが、どうすれば良いですか。
- A12. 出産病院で新生児聴覚検査を実施していない場合、実施している医療機関での受検が可能です。他院で出生された方を受け入れている医療機関もございますので、ホームページでご確認いただくか、保健所地域保健支援課または各区保健センターへご相談ください。

受検した医療機関が契約医療機関であれば、窓口で助成券を使用できます。 契約していない医療機関で受検された場合には、償還払いをご利用ください。

【新生児聴覚検査の結果について】

- Q13. 新生児聴覚検査の結果、「パス(異常なし)」でした。聞こえの心配はありませんか。
- A13. 現時点では、聞こえに問題はありませんが、今後の成長過程で中耳炎やおたふく風邪などで、あとになって、難聴が生じる場合もありますから、退院後も1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などで耳の聞こえはどうか、ことばの増え方は順調かなどの確認をしっかりしていくことが大切です。

心配なときは、お住まいの区の保健センターにご相談ください。

- Q14. 新生児聴覚検査の結果、「リファー(要再検)」でした。聞こえの障害があるのでしょうか。
- A14.「要再検査」であった場合でも、必ず耳の聞こえが悪いとは限りません。生まれたば かりの赤ちゃんは、耳の中に液体(羊水)が残っているなどの原因で、検査にパスし ないことがありますので、再検査を受けることが必要です。
- Q15. 検査の結果、精密検査を紹介されました。精密検査はどのような検査ですか。
- A15. 精密検査は、耳鼻咽喉科の専門医療機関で、遅くとも生後3か月頃までに、耳の診察 や月齢に応じた音に対する反応を見る検査などを行います。(精密検査は健康保険が 適用されます。また乳幼児医療費助成の対象となります。)

新生児や乳児期の聴覚の評価は、専門的な技術を要し、最終的な診断がなされるまで 時間がかかる場合もあります。

- Q16. 新生児聴覚検査の結果は、医療機関から市に報告があるのですか。
- A16. 助成券の利用による新生児聴覚検査の結果は、委託医療機関からさいたま市に報告されます。個人情報については、「さいたま市個人情報保護条例」に基づき、適切に管理します。

なお、必要に応じて、保護者の方に連絡を取らせていただくことがありますので、ご 了承ください。



